

東京帝國大學經濟學部 東亞經濟研究所

年四回(二月、五月、八月、十一月)發行

東亞經濟論叢

第壹卷 第二號

昭和十六年五月

フランスの對支經濟進出の回顧……………	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……………	十龜盛次
法家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……………	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……………	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……………	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……………	經濟學士 岡部利良
支那論 <small>ける</small> おケネーとモンテスキュー……………	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……………	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圏に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

法家の經濟思想

穂 積 文 雄

一

法家の經濟思想をうかがふてみる。法家を代表する者としては管子、李悝、商鞅、韓非子があげられよう。然し管子に就いては既にうかがふところがあつたから（經濟論叢、第五十二卷、第四號、拙稿、管子の經濟思想）、ここに繰り返へすを止め、李悝、商鞅、及び韓非子に就いてその經濟思想をうかがふことにする。先づ李悝より始める。

李悝は法家の錚々たる者で、その法經六篇は實に支那法典、特に支那刑法典の嚆矢と稱せられるが、その書今日亡佚に屬し僅に晉書刑法志にこれを想見するのみ、又漢書藝文志には李悝三十二篇、魏文侯の相李悝の撰する所とあるが、また傳はらず、従てその經濟思想は漢書食貨志その他に於て見出される斷片を拾ひ得るに過ぎぬ。然しながら、しかもそれに於て如何にすぐれたる經濟思想に接し得るかは梁啓超が、その『先秦政治思想史』に於て、例へば漢書食貨志に見出される李悝の經濟思想を賞揚してゐるによりても推し得るであらう。

いまそれら斷片的資料よりして李悝の經濟思想をうかがふに、私は先づ劉向の説苑に見出される李悝とその主

魏文侯の次の問答に於て彼の經濟に對する根本思想を見ることができないかと思ふ。曰く

魏文侯問李克曰。刑罰之源安生。李克曰。生於奸邪淫佚之行。凡奸邪之心饑寒而起。淫佚者久饑之詭也。彫文刻鏤。害農事者也。錦繡纂組。傷女工者也。農事害。則饑之本也。女工傷。則寒之原也。饑寒並至而能不爲奸邪者。未之有也。男女飾美以相矜而能無淫佚者。未嘗有也。故上不禁技巧則國貧民侈。國貧窮者爲奸邪。而富足者爲淫佚。則驅民而爲邪也。民以爲邪。因以法隨。誅之不救其罪。則是爲民設陷也。刑罰之起有原。人主不塞其本而替其末。傷國之道乎。文侯曰善。以爲法服也。(劉向、說苑、卷二十、反質)

それは即ち、人は貧窮なれば奸邪を爲し、富み足れば淫佚を爲すとするのであるから、孟子の「恒産有る者恒心有り、恒産無き者恒心無し、苟も恒心無ければ放辟邪侈爲さざるところなし」(孟子、卷第五、滕文公章句上)と言ひ、また管子に『倉廩實りて禮節を知り、衣食足りて榮辱を知る』(管子、卷第一、牧民第一)とあると等しく物質が精神を支配し、經濟が行爲を制約するものに外ならず、所謂唯物史觀乃至經濟史觀の基礎概念に通ずる經濟重視の思想であると言へる。

もつともここに引ける說苑の文には李克とあり、李悝となつて居らず、そして李克と李悝は別人であると云ふことは、例へば、漢書藝文志に、儒家の部に『李克七篇』子夏弟子爲魏文侯相とあり、法家の部に、『李氏三十二篇』名悝相魏文侯富國彊兵とあるによりても考へられるようである。服部宇之吉博士の如きも亦李克と李悝は素別人であることを認められる(服部宇之吉博士、支那研究、五二二頁)。然し、史記貨殖列傳に『當魏文侯時。李克務盡地力』とあり、漢書貨殖傳またこれを踏襲せるに對して、史記索隱に、『案漢書食貨志李悝爲魏文侯作盡地力之教。國以富彊。今此及漢書言克皆誤也。劉向別錄則云李悝也。』とあり、成程この場合同じ魏文侯に李克と李悝の二人が別々に盡地力の教を建築して別々に

その記録が残ると言ふのも如何かと思はれ、それよりは素隱の説に従て李克は李悝の誤とする方がより妥當性があるようである。かくて李悝とあるべきところに李克とする誤りがあり得るとすれば、いま以下述ぶるところよりして容易に推論し得る如く、魏文侯と李悝の間にかくの如き問答の交はされ得べきことが必ずしも想定し難きに非るに於て暫らくここに引く説苑の李克の説を以て李悝の説なりとすることができないであらうか。況や先にも述べたる如く李悝は法經の撰者として支那刑法典の開祖と稱せられ、そして今この文たるや、もと刑の起原に關するものなるに於ておや。なほ唐慶増氏は文句なしにこれを李悝の思想として扱つて居られる(中國經濟思想史、二五三頁)。

李悝はかくの如く經濟を重視する。然るに經濟はもと生産消費の統一過程である。それで經濟を重視すれば生産も重視せられねばならぬ。そこで生産論が展開せられることとなる。彼の生産論は即『盡地力之教』として有名なるものであつて、それは漢書食貨志によつて今に傳へられてゐる。次の如くである。曰く、

地方百里。提封九萬頃。除山澤邑居參分去一。爲田六百萬畝。治田勤謹。則晦益三升。不勤。則損亦如之。地方百里之增減。輒爲粟百八十萬石矣。(班固、漢書、二十一、四、食貨志第四上)

ここに田を治めて勤謹なれば晦に三斗、——原文三升とあるは三斗の誤りなること註に『臣瓚曰。嘗言三斗。謂治田勤則晦加三斗也。師古曰計數而言字當爲斗。瓚說是也。』とある如し——の增收あり、従て百晦で三十石の增收となり、それは次に引くところよりして推算し得る如く、錢に易へて九百錢となり、故に後に引く農夫家計の不足分四百五十錢を補ひて更になほ四百五十錢を餘し、賦斂疾病不時の用に備ふるを得るに至るとなすので

あるが、この『治田勤謹』が即謂ふところの『盡地力』に當る譯にならねばならぬ。然るに『治田勤謹』は普通文字通り解すれば、耕作に一層の努力を拂ふと言ふ意であり、労働時間を延長するとか、或は能率を増大するか云ふこととしか考へられぬ。そして、『不勤。則損亦如之』とあるを見ればそう解するのが正當の様でもある。

然しそれなら盡地力と言ふよりも、むしろ盡人力乃至勤勞と言ふべきではあるまいか。もつとも『盡人力』乃至『勤勞』は地力を盡くす所以には相違ないが、特にそれが盡地力として特記せられる以上は何か土地の利用の上に特別な方法があるものと解すべきではあるまいか。殊に今日報酬遞減の法則によりても明なるが如く、一定の土地に於て他の事情はそのまゝにして於て勞力のみ徒らに増大しても報酬の増大には限度があり、恐らく盡地力の教が建築せられることを必要とする様な状勢の下に於ては、勞力は殆どその限度近くに達してゐたとは考へられぬであらうか。然しまた、勞力がその限度に達せざること遂に遠いからこそ盡地力の教が建築せられたのではないかとも考へられるかも知れぬが、然しそれにしても、勞力を増せば後に述ぶる如く普通は晦一石五斗のところに增收三斗と云ふのは餘りに增收の割合が多すぎはせぬかと言ふことも考へられるであらう。現に服部博士はそう考へて居られる(服部宇之吉博士、支那研究、五二三頁)。

そこで次には施肥が考へられるが、そしてなるほど施肥は盡地力と云ふ言葉にもよく合ひはするが、これも前述の報酬遞減の法則の制約下にあるのみでなく、施肥を行ふとすれば服部博士も指摘せられる如く(服部宇之吉博士、支那研究、五二三頁)、その費用が増大し、従て後に引く如く數理的に農家經濟を分析する李悝として、それを計上せざる筈なしと考へねばならぬわけであるにもかかわらず、別にそのことなきを以てすれば、そうも考へられぬようである。

然らば盡地力とは一體何を指すのか。これに對して服部博士は、草萊を辟く事であるとせられるのは注目し値する。茲に草萊とは周禮授田の制に於ける休耕地であり、草萊を開くとはその休耕地を耕作に動員する事である。

(服部宇之吉博士、支那研究、五二四頁) それは耕地を擴大する事或は今日云ふ休閑地耕作を意味することに於ては成程とうなづける。然しこの場合かくの如き古田制が果して實在せしや否やは今日議論の餘地無しとせぬところである。それで

私は敢て草萊を辟くと言はずして廣く耕地整理、現下の流行語たる休閑地耕作と解し度い。服部博士の説の根據を爲せる孟子、離婁章句上の『辟草萊』に對して孟子正義の疏に、『井田之法有萊田。有一易再易之田。有阡陌徑遂。皆開墾。是爲辟草萊。』(焦循、孟子正義、卷十五)とあり、そして阡陌徑遂を開墾するとは即、耕地整理、休閑地耕作に外ならぬ。そしてついでながら、かく解するならば李悝は即阡陌を開けるものであり、後に商鞅のところ述べる、阡陌を開く者必ずしも商鞅を最初とせず、との推論がゆくりなくもここに實證せられることになる。

なほ李悝の生産論に於て注意すべきはそれが盡地力の議論であり、從てそれは農業に關するものであり、從てまたそれは重農論を意味すると云ふことである。然し、既に述べたるが如く、これは李悝の思想の殘存せる斷片に過ぎぬのであるから、ここに重農思想があることよりして直に農業以外を否定排撃するものとするわけにはゆかぬであらう。しかし、漢書藝文志には先にもふれた如く李悝三十二篇と記載されてゐたのであるから、その當時に於ては李悝の思想は必ずしも斷片的のものでなかつたと考へられ、それにもかかはらず李悝の思想として盡地力從て、重農に關する思想のみがとりあげられてゐるのを見れば彼が如何に農業を重視せるかを推せしむるに足るものがなければならぬであらう。殊に後に引く如く彼が、『農傷則國貧』と言へる語を讀む時は、宛もフランス重

農學派の祖フランス・ケネーの有名なる句、貧農則貧國。貧國則貧王。 Pauvres paysans pauvre royaume, Pauvre royaume pauvre roi を想起せざるを得ぬものがある。然し、ケネーが重農を唱ふるに急なるの餘りただ『貧農則貧國』と言ふに過ぎぬのに對して、李悝は一方に『農傷るれば國貧し』と説く反面、後に説く如く『糶甚貴ければ民を傷』り『民傷るれば離散す』と言ひ、そしてここに民と言ふ場合それは農民以外を意味するとしか解すべからざるを思ふ時、彼が經濟の全面に對して問き思慮を拂へるを知るべきであらう。

生産せられたる財貨は流通界に入る。然らば李悝は流通に就いては如何に考へるか。李悝の流通論は、一言以て蔽へば平糶論である。ここに糶とは穀の價格を意味するが故に平糶論とは即穀物の價格調節論の謂である。そして彼が平糶論を主張する所以は、蓋し彼によれば『糶甚貴傷民。甚賤傷農。民傷則離散。農傷則國貧。』(班固、漢書、二十四、食貨、第四上)となるからである。そしてここに民とは農を除きたる者と解せねばならぬから工商を全稱する事になる。それで『故甚貴與甚賤。其傷一也。善爲國者。使民毋傷。而農益勸。』(同上)と言ふに至るのであるが、

然らばそれは如何にして可能であるか、抑も平糶の道は如何と言ふに、彼は曰ふ。

善平糶者。必謹親歲有上中下執。上執其收自四餘四百石。中執自三餘三百石。下執自倍餘百石。小糶則收百石。中糶七十石。大糶三十石。故大執則上糶三而舍一。中執則糶二。下執則糶一。使民適足賈平則止。小糶則發小執之所斂。中糶則發中執之所斂。大糶則發大執之所斂。而糶之。故雖遇饑饉水旱。糶不貴。而民不散。取有餘以補不足也。(同上)

即彼は後に引くところよりして明なるが如く、平歲百晦の收を百五十石とする、それで之を超過する場合之を執とし、之に不足する場合之を糶とするわけである。そして執を更に大中小に三分する。大執には平歲の四倍の收

即六百石の收穫で其の中から民用二百石を除いて四百石を餘す。中執には三倍の收即四百五十石、中民用百五十石を控除して三百石を餘す。下執には二倍の收即三百倍石、中民用百石を控除を爲して二百石（本文百石は誤りと思ふ）を餘す。次に饑は又分れて大中小の三となる。小饑なれば百石の收穫であり、中饑は七十石、大饑は三十石である。故に大執なれば其餘剩額四百石の中上三百石を糶（買ひ上げる）して百石を捨て、中執なれば二百石を糶して百石を捨て、下執なれば百石を糶して百石を捨て、民足り買（價格）平かにして止む。故に執の際賣平らかにして賤しからざるを得るとする。そして『小饑なれば小執の斂むる所を發し中饑なれば中執の斂むる所を發し、大饑なれば大執の斂むる所を發して之を糶（賣り出す）すとする。故に執の時賣平かなると共に饑の際亦買平かにして、『饑饉水旱に遇ふと雖糶貴から』ざるを得るとする。從て之を一言以て蔽ふならば夫は是に『餘り有るに取りて以て足らざるに補ふ』ものである。

李悝の糶を平にするの道は即以上の如くであるが、今私は此の彼の平糶の道に於いて所謂需要供給の法則を見る。蓋し執に上が糶して買平らかなれば止むとするは執なれば買賤しき故に上糶する事により買を貴くし以て買平かなれば止む事を意味し、そして執なれば買賤しとするは供給大なれば價格低しとする事に外ならず上糶する事によりて買を貴くすると言ふは政府が買ひ上げて供給を小ならしむる事に依りて價格を高くすると言ふ事に外ならぬ。又饑には執に斂むる所を發して糶貴からずとするは饑には買貴き事を前提とし、而して饑には買貴しとするは供給小なれば價格大なりと言ふ事に外ならぬと共に執の斂むる所を發する故に糶貴からずと言ふは供給を大にするが故に價格高からずと言ふを意味する。かくて私は彼の平糶の道に於いて需要供給の法則を見る。

上述の如く私は李悝の平糶の道に於いて需要供給の法則を見る。然し乍ら需要供給の法則は市場價格の法則にしてそれは自然價格又は正常價格の法則を前提豫想するものである。然らば李悝は、それに就いて如何に考へるかと言ふに彼は後に引く如く、農家の家計を分析してその窮乏の状を數學的に立證して、穀價安きに失してその生産費を割る場合を示したる後に、『此農夫所以常困有不勸耕之心。而令糶至於甚貴者也。』(同上)と言つてゐる。

いまこれを先の『糶甚貴傷民。甚賤傷農。』の句と聯結して考ふれば、穀物の價格が生産費を割るに至れば農業衰微して穀物の供給減じ、穀物の供給減ずれば、穀物の價格騰貴し、穀物の價格騰貴甚しければ、農業盛となり、穀物の供給増大するとともに、士農工商の穀物に對する需要減退し、然るときは穀物の價格下落し、穀物の價格下落して生産費を割るに至れば又農業衰微してその供給減少することとなり、かくてそこに價格の波動的上下運動の理解、所謂市場價格の法則の認識が看取し得られる。そして今市場價格の法則がこのような動的な仕方にて認められるならば、その背後に所謂正常價格に該當するものが想定せられ居るはずとなすこと必ずしも許されざるに非るべく、その『使民適足賈平則止。』とあるがまさにその自然價格をさすものと解すべきであらう。

なほ彼の平糶論を読む時は私は其所に於いて彼が保管の理を把握せるを認むる。蓋し彼が『餘り有るにとりて以て足らざるに補ふ』と言ふは彼の議論に於いては餘りあるの時に取りて以て足らざるの時に補ふものであり、従てそれは財の時間的、實質的移動を意味するものであり、財の時間的實質的移動こそは保管の本質に外ならぬからである。そして此點より見る時は彼は常平倉の思想の先驅を爲すものと言ふを憚らぬであらう。

かくて一步進んで彼の平糶論のもつ意義を考へる時、私は李悝に於て一箇の社會政策的思想家の風貌を想見せ

ざるを得ぬ。

生産せられたる財貨は流通を経て消費者の手に入り、そこで消費せられる。然らば消費に於ては彼は如何に考へてゐるか。ここに吾々は彼が農家經濟を數理的に分析してその消費生活を見事に究明してゐるのを見る。曰

今一夫挾五口治田百畝。歲收晦一石半爲粟百五十石。除十一之稅十五石。餘百三十五石。食人月一石半。五人終歲爲粟九十石。餘有四十五石。石三十爲錢千三百五十。除社閭管新春秋之祠用錢三百。餘千五十。衣人率用錢三百。五人終歲用千五百。不足四百五十。不幸疾病死喪之費。及上賦斂。又未與此。(同上)

勿論これは彼が農家の困窮に陥る所以を數理的に究明實證せんとせるものであるが、吾々はそれに於て正に一の農家の消費經濟の究明實證を見るべきである。然しただ實證を見るに止り、消費の理論をみることができぬのは残念であるが、それについて必ずしも李悝を咎むるわけに行かぬことは今日吾々は李悝の思想の斷片しか見ることを得ないのであるから當然でなければならぬ。

二

商鞅は秦の孝公に仕へ、變法の令を定め、六國併合、中國統一の霸業の基礎を固めたる大政治家であること改めて説くべく餘りに高名であるが、いま經濟思想の角度よりその行事並に論著を見るも亦偉大なる存在たるを知る。

商鞅は凡そ人があるものに就いて缺乏を感じる時はそれを充足せんと欲するものであり、そしてそれは人の性

情であると認むること、次の句に於て見る如くである。曰く、

民之性。饑而求食。勞而求佚。苦則索樂。辱則求榮。此民之情也。(商君書、第二卷、算地第六)

そしてそれは今日の經濟學に所謂欲望を肯定するものであること明なるところであるが、かく欲望を肯定する彼が欲望充足に於て成り立つ所謂經濟行爲、經濟行爲の上に展開する經濟現象を重視するは當然であり、經濟行爲、經濟現象を重視する以上、經濟が意識を支配し、存在が思惟を決定すると言ふ所謂經濟的史觀乃至は唯物史觀の基調を爲すところの思想を抱くに至るとも怪しむに當らぬ。かくて吾々は彼が重農を説く際に次の言を爲すを見ることとなる。曰く、

私利塞於外。則民務屬於農。屬於農則樸。樸則畏令。(商君書、卷二、算地第六)

民壹則農。農則樸。樸則安居而惡出。故聖人之爲國也。民資藏於地。而備託危於外。資於地則樸。託危於外則惑。(同上)

蓋し、それらは何れも農業に従事すれば、人間の性質が樸、即ち飾り氣なく純粹となるといふのであるから、從て吾々はそれらに於て經濟が意識を支配し、存在が思惟を決定するとの思想を汲みとることができねばならぬであらう。そしてそれは商鞅が、

彊者必治。治者必彊。富者必治。治者必富。彊者必富。富者必彊。(商君書、卷第三、立本第十一)

と言ふをきく時一層明瞭となる。

然るに唯物史觀乃至經濟史觀は物質乃至經濟を以て社會の下部構造となし、その上に其他諸々一切の上部構造が成立つと見、從て存在が意識を決定すると説くが、同時にそれは、事物の永遠性を否定し、流轉を以て萬物の常法と見るが故に、それは又進化論であり、相對論であり、方法論上に於ける歴史派である面を有つ。そして商

鞅の思想は實にこの面をも含むことによりて、唯物史觀乃至經濟史觀の範疇内に堂々と自己の席を要求しようことと吾々は次の諸句を讀む時それを認めざるを得ぬであらう。曰く、

聖人之治國也。不法古。不修今。因時而爲之治。度俗而爲之法。故法不察民之情而立之。則不成。治宜於時而行之。則不干。

(商君書、卷第
三、壹言第八)

治世不一道。便國不必法古。湯武之主也。不脩古而興。殷夏之滅也。不易禮而亡。然則反古者未必可非。循禮者未必多是也。

(商君書、卷第
一、更法第一)

かくて商鞅は經濟を重視し、欲望を肯定し、これが充足を重要とみる。然るに欲望の充足は財貨の獲得、即經濟學に所謂生産に俟たねばならぬ。然らば商鞅は生産に就いて如何に考ふるかと言へば、彼は先づ生産の要素としての土地と労働を極めて重視し、この兩者の結合するところに財貨が齎らさるることを識認し、從て、人口衆多にして土地狹小なる場合は土地の開墾が大切であり、土地廣大にして人口寡少なる場合は人口の増加が急務であると説く。即曰く、

地狹而民衆者。民勝其地。地廣而民少者。地勝其民。民勝其地務開。地勝其民者事徠。(商君書、卷第
二、算地第六)

然し土地廣くして人口小であるとか、或は反對に人口大にして土地小であるとか言ふ場合、その土地と人口との大小の割合を決定する標準は、これを何處に求めるのであるかと言へば、商鞅は曰ふ。

地方百里者。山陵處什一。藪澤處什一。谿谷流水處什一。都邑蹊道處什一。惡田處什二。良田處什四。以此食作夫五萬。其山陵藪澤谿谷可以給其材。都邑蹊道足以處其民。先王制土分民之律也。(商君書、卷第四、徠民第十五)

それで彼に於ては檢地が極めて重要視せられることとなり『凡世主之患。……治草萊者不度地。』(商君書、卷第

二、算地第六)

との嘆を發するにも至るのであるが、凡そ計量は單に土地のみに限られることはなく、人民にも及ぼし、人口統計を主張して『四境之内。丈夫女子皆有名。於上者著。死者削。』(商君書、卷第五、)と述べ、更に、

疆國知十三數。竟内倉口之數。壯男壯女之數。老弱之數。官士之數。以言說取食者之數。利民之數。馬牛芻藁之數。欲疆國不知國十三數。地雖利雖民衆。國愈弱至削。(商君書、卷第五、)と述べ、更に、

と論じて一般統計の要をも説いてゐることは注目し値する。

商鞅はかく生産の要素としての土地と労働を重視する。然るに生産の要素としては、この外に更に資本があげられ、合して生産の三要素とするのが今日經濟學の通説である。然らば生産の要素として土地と労働をあげる商鞅が資本にふれて居らぬのは何故であらうかと言へば、思ふにそれは彼が重農論者であり、工業を末作として排するによると解すべきであらうか。勿論農業に於ても資本が不要ではない。然し何と言つても農業に於ては自然土地とそれに働きかける労働が決定的役割を果たし、それに比すれば資本の役割は微々たるもので、殊に工業の發達未だしの状態にある商鞅の時代に於て特にそうであつたと解することは許されぬところであらうか。

彼が如何に重農論者であつたかは、例へば史記にも、

大小僇方本業耕織。致粟帛多者。復其身。事末利及怠而貧者。舉以爲收孥。(司馬遷、史記六十、八、商君列傳第八)

とあるにも知りうるであらうが、まことに彼の重農論を示す言葉はその商君書中隨書に見出すことができず。殊に彼が重農策を論ずる斐土篇は全篇殆ど重農思想より成ると言ひうる程である。

然らば彼の重農論の内容は如何にあるかと言へば、理論よりも政策に終始するところにその政治家たるの本領

を發揮せるを見るが、その重農政策は、農業を研究してその發展を計り、民を導いて生産の増殖を策すると言ふよりも、むしろ、唯國家の權力、政府の法令を以て民に號令し、民を驅りて農業に精勵せしむるを主とするものであり、法家の面目躍如たるものがある。

それではその法令は如何にあるかと言へば、それは先づ農民を増加し、次いで増加せる農民を保護して彼等をして専心農業に没頭せしめ、それを妨ぐる諸々の誘惑を排除し、進んで農業の進歩向上を謀ること、即ち、一、農民増加、二、農民保護、三、農業壹教、四、誘惑除去、五、農業助長に大別し得るかと思ふ。

先づ農民増加の法としては商君書は特に徠民の一篇をあてて他國人を誘引することに就いて詳論してゐるが、その外、禁令篇によれば、徒食遊惰不逞の徒を禁ずるがそれは又、農業に従事する者の増加ともならう。次の如くである。

均出餘子之使。令以世使之。又高其解舍。令有甬官食。概不可以辟役。而大官未可必得也。則餘子不游事人則必農。農則草必墾矣。(商君書、卷第一、禁令第二)

重刑而違其罪。則褊急之民不闢。很剛之民不訟。怠惰之民不游。費資之民不作巧諛。惡心之民無變也。五民者不生於境內。則草必墾矣。(同上)

令軍市無有女子。而命其南。令人自給甲兵。使視軍興。又使軍市無得私輸糧者。則姦謀無所於伏盜。輸糧者不私穡。輕惰之民不游軍市。盜糧者無所售。送糧者不私。輕惰之民不游軍市。則農民不淫。國粟不勞。則草必墾矣。(同上)

次に農民の保護としては、(イ)先づ政治を行ふに當りて朝令暮改の弊をさけ、宜しく政令を一定して民に信あらしむるの要を説いて、

營粟而稅。則上壹而民平。上壹則信。信則臣不敢爲邪。民平則慎。慎則難變。上信而官不敢爲邪。民慎而難變。則下不非

上。中不苦官。下不非上。中不苦官。則壯民疾農不變。壯民疾農不變。則少民學之不休。少民學之不休。則草必墾矣。(上同)

と言ひ、(ロ)進んで政治を簡易にして農民をして餘時あらしむるを要するとして、

無宿治則邪官不及爲私利於民。而百官之情不相稽則農有餘日。邪官不及爲私利於民則農不敗。農不敗而有餘日則草必墾矣。

(上同)

百縣之治一形。則從迂者不敢更其制。過而廢者不能匿其舉。過舉不匿。則官無邪人。迂者不飾。代者不更。則官屬少而民不勞。官無邪則民不敖。民不敖則業不敗。官屬少。徵不煩。民不勞。則農多日。農多日。徵不煩。業不敗。則草必墾矣。(上同)

と言ひ、(ハ)次に税賦を小にしてその負擔を軽くすることを説いて、

祿厚而稅多。食口衆者。敗農者也。則以其食口之數。賤而重使之。則辟淫游惰之民無所於食。民無所於食。則必農。農則草必墾矣。(上同)

と言ひ、(ニ)更に農民を侵害する者を罰すべしとして、

無得爲罪人。請於吏而饑食之。則姦民無主。姦民無主。則爲姦不勉。農民不傷。姦民無權。姦民無權。則農民不敗。農民不敗。則草必墾矣。(商君書、卷第

一、禁令第二)

と言ふてゐるがなほ前項不逞の徒の禁はこゝにも引かるべきであらう。

かく商鞅は重農の建前より農民の保護を説くこと至れり盡くせりの觀があるが、然し、そもそも商鞅が重農を説く所以のものは、後にも詳述する如くもと農民それ自身の爲であるよりも國君強盛の爲であり、そして國君強盛の爲には弱民政策が必要となり、吾々は商鞅がそれを主張して特に弱民の篇を設けて例へば、『民弱國彊。國彊民弱。故有道之國。務在弱民。』(商君書、卷第五、弱民第二十)と言ふをみる。

そしてこの場合民は農に對する民ではなくて、農を含める民であると解せねばならぬ。何となれば、民はもと農を含むと言ふよりも農が主であるべきで、先の李悝に於て農と民を分つ方がむしろ例外であると思はれるから

である。すると農民保護政策はこの弱民政策と衝突矛盾するにはあらずやとの疑問が生じうる。それは一體如何に解決せらるべきであらうか。これに對して呂振羽氏は、商鞅が保護政策の對象とせる農は直接生産に従事する農民でなくて地主階級であり、弱民政策の對象とせる農民は直接生産の擔當者たる農奴であるとして、例へば、當時の農奴は賣り出して利益を得る程の餘剩の糧食を所有せなかつたのに保護政策に於て商鞅は農民が餘剩糧食を賣買する點にふれてゐることによりてもそれが推論せられると論じてゐる(呂振羽、支那社會政治思想史、詳しくはなほ考ふべきであらうが、また一説とするに足りようか。原勝角田次郎共譯、一七一頁)

次に、専心農業に没頭してまた他を顧みざらしむる法としては、(イ)農民をして賣買の利益に狂奔することなからしむる爲に糶糶を抑壓し、(ロ)又耕作によらず、山澤の富源によりて生活することなからしむる爲に山澤を封禁し、更に農民をして(ハ)轉々として遷徙することなく、(ニ)その土地に安住して耕作に従事すべきことを布令する。下掲の如くである

使商無得糶。農無得糶。農無得糶。則竊情之農勉疾。商不得糶。則多歲不加樂。多歲不加樂。則饑歲無裕利。無裕利則商怯。商怯則欲農。竊情之農勉疾。商欲農。則草必墾矣。(商君書、卷第一、墾令第二)

壹山澤。則惡農慢惰倍欲之民。無所於食。無所於食則必農。農則草必墾矣。(上同)
廢逆旅。則姦僞躁心私交疑農之民不行。逆旅之民無所於食。則必農。農則草必墾矣。(上同)

聲服無道於百縣。則民行作不顧。休居不聽。休居不聽。則氣不淫。行作不顧。則意必壹。意壹而氣不淫。則草必墾矣。(上同)

そして同じ様なことだが、専心農業に没頭して居る農民を誘惑して他へ逸脱せしむる恐あるものを抑壓する爲には、(イ)商業を抑壓し、(ロ)これに重税を課し、(ハ)工業を抑制して例へば普請の如きこれをして禁、(ニ)又

學問の如きもこれを賤んで詩を作るよりも田を作れの建前をとる。即例へば次に引くが如くである。

以商之口數。使商令之厮與徒重者必當者。則農逸而商勞。農逸則良田不荒。商勞則去來賈送之禮。無通於百縣。則農民不饑。行不飾。農民不饑。行不飾。則公作必疾。而私作不荒。則農事不勝。農事必勝。則草必墾矣。(商君書、卷第一、穰令第二)

貴酒肉之價。重其租。令十倍其樸。然則商賈少。農不能善酬。大臣不爲荒飽。商賈少。則上不費粟。民不能善酬。則農不慢。大臣不荒。則國事不稽。主無過舉。上不費粟。民不慢農。則草必墾矣。(上同)

重關市之賦。則農惡商。商有疑情之心。農惡商商疑情。則草必墾矣。(上同)

無得取庸。則大夫家長不建繕。愛子不惰食。情民不窳。而庸民無所於食。是必農。大夫家長不建繕。則農事不傷。愛子情民不窳。則故田不荒。農事不傷。農民益農。則草必墾矣。(上同)

無以外權爵任與官。則民不貴學問。又不賤農。民不貴學則愚。愚則無外交。無外交則國勉農而不偷。民不賤農則國安不殆。國安不殆。勉農而不偷。則草必墾矣。(上同)

夫民之不可用也。見言諛游士事君之可以尊身也。商賈之可以富家也。技藝之足以餬口也。民見此三者之便且利也。則必避農。避農則民輕其居。輕其居則必不爲上守職也。(商君書、卷一、農戰第三)

それから進んで農業の向上を計つては、先づ、(イ)農業知識の普及、(ロ)農産物輸送方法の改善が考へられる外、更に(ハ)貴粟政政策がとられる。以下順に掲ぐる如くである。曰く、

國之大臣諸大夫博文辨慧游居之事。皆無得爲。無得居游於百縣。則農民無所聞變見方。農民無所聞變見方。則知農無從離其故事。而愚農不知不好學問。愚農不知不好學問。則務疾農。知農不離其故事。則草必墾矣。(商君書、卷一、穰令第二)

令送糧無取餼。無得反庸車牛輿重。設必當名。然則往速徠疾。則業不敗農。業不敗農。則草必墾矣。(上同)

民之內事。莫苦於農。故輕治不可以使之。奚謂輕治。其農貧而商富。故其食賤者錢重。食賤則農貧。錢重則商富。末事不禁。則技巧之人利。而游食者衆之謂也。故農之用力最苦。而贏利少。不如商賈技巧之人。苟能令商賈技巧之人無繁。則欲國之無

富。不可得也。故曰欲農富其國者。境內之食必貴。而不農之徵必多。市利之租必重。則民不得無田。無田不得不易其食。食貴則田者利。田者利則事者衆。食貴糧食不利。而又加重徵。則民不得無去其商賈技巧而事地利矣。故民之力盡在於地利矣。

(商君書、第五卷、
外内第二十二)

そして右の最後に引ける重農の道を貴粟に求むる論議に於て吾々はまた商鞅は人が利益追求の性情の具有者であるとする事アダム・スミスと揆を一にするものなるを見るが、それはともかく貴粟の道即粟の價格を高くする方法はこれを何處に求むるかと言へば、商鞅はそれを粟を貯藏することに求める。曰く、

金生而粟死。粟死而金生。本物賤事者衆。買者少。農困而姦勸。其兵弱。國必削至亡。金一兩生於竟内。粟十二石死於竟外。粟十二石生於竟内。金一兩死於竟外。國好生金於竟内。則金粟兩死。倉府兩虛。國弱。國好生粟於竟内。則金粟兩生。倉府兩實。國彊。(商君書、卷第一、去彊第四)

そして吾々はそれに於て商鞅が富の實體を貨幣に見ずして財貨に見るを知り、近世初頭歐洲重商主義の徒がなほ富の實體を貨幣金銀に求めるの誤謬を犯せるに比して商鞅の洞察力の偉大なるを稱揚せざるを得ぬ。但し、その場合富の本体を財貨に求めながら、その財貨をただ農産物に限る如く思はれる點はフィジクラットを聯想せしむるものがある。また粟を藏することが粟の價格を高くする所以であるとする考へ方は、その裡に市場に於ける供給量が減少すればその價格が騰貴することを意味し、その事はまた供給量が増大すればその價格が下落することを含み、従て吾々はそこに價格形成に於ける需要供給説を見出すことができる。

以上述ぶる如く商鞅は熱烈なる重農論者であるが、そして彼の重農論を私は純然たる經濟的觀點よりのみ論じて來たのであるが、實はその重農論は純然たる經濟的觀點よりのみ主張せられたものではなく、彼が政治家として殊に法家者流の立場に立つ政治家として、富國強兵を念願する政治的考慮に出づるところ少しとせぬことを見落してはならぬ。例へば次に引く彼の商君書に於ける諸句はそれを證して餘りあるであらう。曰く、

私利塞於外。則民務屬於農。屬於農則樸則長令。(商君書、卷第
二、算地第六)

民壹則農。農則樸。樸則安居而惡出。故聖人之爲國也。民資藏於地。(上同)

故治國者。欲民之農也。國不農則與諸侯爭權。不能自持也。則衆力不足也。故諸侯撓其弱。乘其寡。土地侵削而不振。則無
及已。(商君書、卷第
一、農戰第三)

遊戩則民輕其居。輕其居則必不爲上守戰也。(上同)

商鞅は熱烈なる重農論者であること上述の如くである。然し、特に農を重ずると云ふことは農以外のもの即ち
商工業の存在を前提として始めて成り立つ。しかも商工業が既に相當に勢力を有して農業を壓迫するに至つてこ
とに重農論の出現を見るのが普通であらう。それで商鞅が重農を主張する時彼は既に商工業の大きな存在を認識
し、從て社會的分業乃至交易を認識し、そして現實に交易を認識する以上これを無視するを得ず、これを重視す
るは、

農商官三者、國之常食官也。農闢地。商物。官法民。(商君書、卷第五、
弱民第二十)

貴人貧。商貧。農貧。三官貧。必削。(商君書、卷第
一、去彊第四)

と言へるによりてうかがふを得るであらう。

それで既に彼の貴粟策に於てうかがへる如く、彼が交易の手段たる貨幣に就いても考察するところあり、價格
に就いても論ずるに至つてゐるとも怪しむを須るべきでなく、ただそれが既に述べた如く明快透徹なるに嘆長
すべきであらう。

商鞅の分配論は孟子の井田説に反對して、『壞井田開仟伯』(班固、漢書二十四、食貨志第四上) けるところに顯はれる。蓋し井田法の廢止は土地公有制と土地均分制の否認、土地の私有と兼併の許容を意味しうべく、又實際そうであつたことは、班固が漢書食貨志に於て次の如く述べて居るに徴して明であるからである。曰く、

王制遂滅。僭差亡度。庶人之富者累鉅萬。而貧者食糟糠。(上同)

董仲舒説上曰。……至秦則不然。用商鞅之法。改帝王之制。除井田。民得實買。富者田連仟伯。貧者亡立錐之地。(上同)

然らば商鞅は何故井田を廢して阡陌を開き土地の公有、均分を否認して、その私有兼併を許容するに至つたのであらうか。思ふに先づ土地を各人に均分して餘力ある者をもその耕作を百畝の田に限定するは人力を盡くす所いでなく、又經界の阡陌は土地の浪費、不經濟で、何れも生産力に對する桎梏に外ならぬ。次に、土地の所有權は瓦礫を變じて黄金とするが故に土地の私有は生産力の増進を來す。また、固定は沈滯を意味し、競争は發展を約束するが故に、土地兼併の許容は生産力の發展をもたらすと考へられる。かくて生産力増大を要望する社會狀勢が商鞅なる個人の手を通じてここにこの政策を實現せしめたと解することができよう。然かしかく解する時は、井田を廢して阡陌を開くと云ふことは實は既に早くから行はれて來たことで商鞅を待つて始まることではないと考へることもできるであらう。そうすると商鞅の爲せるところは實際上既に行はれてゐたところのものにただ法的承認を與へたに止ると解せねばならぬこととなる。そして先にふれたように李悝が魏文侯に説ける盡地力の教が阡陌を開くことに在ると解せられる如きはそれを證する一例とするに足りると云へよう。

もつとも、更に翻て考ふれば、班固は儒家であり、從て儒家の傳統を奉じて井田制の存在を肯定して居るが故に上述の如く『廢井田開阡陌』などと述べて居るけれども、そもそも井田制なるものが實在せしや否やは今日議

論の存するところであることはこれを忘れてはならない。然し、かりに井田制なるものが實は存在せず、從て井田を廢して阡陌を闢くと言ふ漢書の記述が否定せられたとしても、それ故に商鞅が土地の私有兼併の思想を把持せることまでも否定するには及ばぬと云へるのではあるまいか。蓋し、商鞅に土地私有兼併の思想が絶無であるならばかかる説が傳はるとも考へ難く、商鞅についてかくの如き説が傳はるには、やはりそれだけのものがあるつたと解すべきであらうからである外、更に商鞅は秦に仕へ秦の爲に富國強兵の道を説いたのであるが、秦は土地廣大にして人口これに伴はなかつたので地力を盡くす爲にはその私有兼併を認めることはもつともなことと考へられるからである。

かくて商鞅が分配に於て井田を廢し阡陌を闢くとせることは、彼が均分に反する思想を抱く者であると思はしむることになる。然し乍ら、實際は彼は均分思想を懷抱する者である。そのことは彼が、

貧者使以刑則富。富者使以賞則貧。治國能令貧者富。富者貧。則國多方。多力者王。

(商君書、卷第
一、去彊第四)

貧者益之以刑則富。富者損之以賞則貧。治國之舉。貴令貧者富。富者貧。富者貧。富者貧。國彊。

(商君書、卷第
二、說民第五)

と言へるによりても、又後に述べる如くその租稅論に於て負擔の公平を説けるところよりしても明である。

然らば均分思想を抱く彼が何故にその具體的表現たる井田制を廢するかと言へば、それは、商鞅は均分思想を把持するけれども、ただ井田制に對しては、それが生産力を阻害する桎梏なるが故にこれを廢せるのであつて、均分も重大であるが、生産の増大はより重大であるとするものと解せられる。儒家は『貧しきを患へずして均しからざるを患ふ』るが、商鞅はいくら均しくても貧しくは仕方がない、たとへ均しさは破れても先づ豊富に生産せねばならぬとするわけである。そこに等しく均分思想と言つても儒家と商鞅の思想には相異が存し、その相

異が發して『井田を廢して阡陌を闢』かしむるに至つたと言ひ得ると思ふのである。

分配せられた財貨を如何に消費するかに就いては『名田宅臣貧妾衣服。以家次。』(司馬遷史記、六十)とあるに於て消費の階級制を規制するもの外には、商鞅の思想として特別にとりあげるに足るものを見出し難いが、國家の消費とも言ふべき財政に就いてはその收入論に於て租稅論に稍見るべきものがある。先づ、先にも述べたるが如く、商鞅は史乘に井田を廢して阡陌を闢く者として著聞するが、既に論ぜるが如く、その井田を廢すると言ふことは井田制崩解の状態を肯定する法的聲明の宣布であると解せられ、そして、何故かくの如き聲明を宣布するかと言へば、それは井田制の崩解、土地の私有兼併の事實は社會の情勢として既に生ぜるにもかかはらず、徒らに虚制を維持することは、兼併せる富者は自己の授田額を主張して兼併せる田の收穫に對する納稅を拒否し、反對に侵凌を受けたる者は、その田既に無きにもかかはらずなほあるものとして納稅を要求せられることとなり、かくては負擔の公平を缺くこととなるを以て、井田制を廢して實際に所有するところの田に應じて課稅することにより、所有田の面積大なる者は稅大に、その所有田の面積小なる者は稅小に、よく負擔の公平を期せんとするにあるものでなければならぬと考へられる。即井田廢止の背後には負擔公平の思想がひそむ。史記、商君傳に、『爲田開阡陌封疆而賦稅平。』(司馬遷、史記、六十)とある所以である。

但し、それは農民に對して言へることであつて、農民には課稅を輕減し、商工業末作に對しては重稅を課することによつて重農の實をあげんとするものなること先にその重農思想をうかがふ際に知れるところの如くである

が故に、農民とその他の者の間に於ける負擔の均等を説くものではないことは注意を要する。

次に、商鞅が『訾粟而稅。則上壹而民平。』(商君書、卷第一、一、墾令第二)と言へるに於て吾々は實物納稅の主張とともに租稅の明確の原則を見る。但しこれも農民の場合に關するに止ると考へられることは勿論である。

三

韓非子は荀子の弟子である。荀子は性惡論を唱へ、そしてその性惡は人の自利心を指す。だから韓非子も自利心を以て人性の根基とする。但し荀子はこの自利心を制するに禮を以てすべきを唱へることによりて儒家思想の展開者となるが、その禮は之を行ふに強權を以てするを要するとして先王の道に依るよりも寧ろ後王の道を重んずる。そしてそれは君主による法治主義の思想に極めて近似する。従て韓非子がそれより出でて法家に入るとも怪しむに當らぬ。

かくて韓非子は人性に自利心がひそみ、自利心は百行の基であるとする。例へば曰く、

父母之於子也。產男則相賀。產女則殺之。此俱出父母之懷衽。然男子受賀。女子殺之者。慮其後便。計之長利也。故父母之於子也。猶用計算之心以相待也。而況無父子之澤乎。(韓非子、卷第十八、六反第四十六) 利之所在民歸之。(韓非子卷第十一、外儲說左上第三十二) 醫善吮人之傷。含人之血。非骨肉之親也。利所加也。故與人成與。則欲人之富貴。匠人成棺。則欲人之天死也。非與人仁而匠人賊也。人不貴則與不售。人不死則棺不買。情非憎人也。利在人之死也。(韓非子、卷第五、備內第十七)

そして韓非子は自利心が善いか悪いかに就いては餘り論じて居らぬようであるが、彼の師の荀子がこれを以て性惡なりとするより見れば、その弟子たる彼がこれを以て善いことと考へて居たとはいへぬかも知れぬ。然しここに引ける最後の句を見ると、獨り人性にひそむ自利心の大なることを述べたるのみでなく、そこには人の意

識が環境の產物であり、存在が意識を決定するとする思想をうかがひ得る。そしてそうすれば人が自利心に從て動くはあたりまへとするものと考へてよいでもあらうか。そしてその存在が意識を決定すると言ふ思想は即唯物史觀の考へ方であるが、それは彼が財貨餘りあれば争ひ生ぜず、賞罰を用ゐずとも民は自ら治るが、財貨足らざれば争生じ、賞罰を重くするも亂を免れずとて

人民少而財有餘。故民不爭。是以厚賞不行。重罰不用。而民自治。……人民衆而貨財寡。事力勞而供養薄。故民爭。雖倍賞累罰而不免於亂。(韓非子、卷第十九、五蠹第四十九)

と言へるに於て一層明となる。と同時に唯物史觀に於ける他の一面たる進化論相對論乃至歴史派の考へ方を抱くこと先の商鞅と異なるなきは、例へば彼が、

今有構木鑽燧於夏后氏之世者。必爲鯀禹笑矣。有決瀆於殷周之世者。必爲湯武笑矣。然則今有美堯舜湯武禹之道於當今之世者。必爲新型笑矣。是以聖人不期修古。不法常行。論世之事。因爲之備。(韓非子、卷第十九、五蠹第四十九)

と言へるによりてこれを知ることが出来る。そしてこれらの自利心の肯定、唯物史觀的考へ方は即經濟生活の重視に外ならない。然るに經濟生活は生産消費の統一過程に於て成り立つ。それで韓非子に於ても先づ財貨の生産が問題とならねばならぬ。然らば韓非子の生産に關する思想は如何にあるか。

韓非子は生産が労働に俟つことを認める。それは例へば彼の次の句によりても知ることが出来る。曰く、
力作而食。生利之民也。(韓非子、卷第十八、六反第四十六)

使民以力得富。(同上)

そして労働は苦痛を伴ふものなることを認むる。曰く、

夫耕之用力也勞。而民爲之者。曰。可得以富也。(韓非子、卷第十九、五蠹第四十九)

そして労働の發揮に於ては農業を重視して商工業を輕視し、所謂重農主義を主張する。先づ農業を重視することは例へば次に引くところよりして知りうるが如くである。曰く、

富國以農。(韓非子、卷第十九、五蠹第四十九)

倉廩之所以實者。耕農之本務也。(韓非子、卷第十七、詭使第四十五)

上急耕田墾草。以厚民產也。(韓非子、卷第十、九、顯學第五十)

農夫惰於田者。則國貧也。(韓非子、卷第十一、外儲說左上第三十二)

孔墨不耕耨。則國何得焉。(韓非子、卷第十八、八說第四十七)

これに反して商工業その他農業以外のものを輕視することは例へば次に引く諸句によりて知られる如くである。曰く、

磬石千里。不可謂富。……石非不大。……而不可謂富……者。磬石不生粟……也。今商官技藝之士。亦不墾而食。是地不墾。與磬石一貫也。(韓非子、卷第十、九、顯學第五十)

夫明主治國之政。使其商工游食之民少而名卑。以寡趣本務。而趨末作。(韓非子、卷第十九、五蠹第四十九)

不能具美食。而勸饑人飯。不能爲活饑者也。不能辟草生粟。而勸貧施賞賜。不能爲富民者也。今學者之言也。不務本作而好末事。知道虛聖以說民。此勸飯之說。勸飯之說。明主不受也。(韓非子、卷第十八、八說第四十七)

そして農業は天地自然に倚存すること極めて大なるものであるから、そこに自然の生産に於ける意義を認むることまた極めて大なるを推定することができる。

但し、彼は婦人の織紉を重視すること、『丈夫盡於耕農。婦人力於織紉則入多。』(韓非子、卷第十五、難二第三十七)とある

が如くである。そしてそれは彼によれば農業の範疇に屬せしめられてゐるようであるが、今日より見れば、それは工業の範疇に屬する。それで彼の重農論の中には工業重視の思想も包含せられてゐることを忘れてはならぬ。

上述の如く彼は重農を説くことに於て生産の要素としての自然、土地を識認するが、彼はまた資本の利をも識認する。そのことは彼が、『舟車機械之利。用力少。致効大。則入多。』(韓非子、卷第十五、難二、第三十七)と言へるによりて知りうるが、資本は即工業の産果たるを普通とする。然らば彼は意識的には明に工業を輕視するにもかかはらず、無意識裡には工業を重視して居ることを見のがすわけには行かぬ。

更にまた商業も有無相通するものとしてその利を認むることは、彼が、『利商市關梁之行。能以所有致所無。客商歸之。外貨留之。』(韓非子、卷第十五、難二、第三十七)とせるによりてこれをうかがひうるであらう。

かく農業の外商工業をも識認肯定することは、即分業を識認肯定することである。殊に彼が、『工人數變業。則失其功云々。』(韓非子、卷第六、解老、第二十)と言ひ、又は上掲の如く商業が有無相通することの利を説くを見る時それは一層明でなければならぬ。

かくの如く見て來ると吾々は韓非子の生産に關する思想に於て 現代經濟學に於ける生産の基礎問題たる生産の三要件、即自然、勞働、並に資本が識認せられ、勞働の苦痛性が識認せられ、且つ又勞働が分業に於て發揮せられることが識認せられるを知るとともに、しかもなほ意識的には熾烈なる重農論が主張せられるを知る。

かくて彼は重農論者ではあるが、しかも尙世が分業時代に入れるを承認し、その結果生産物が流通交易を経て消費にまで齎らされることを肯定せざるを得ず、從て商業の有無相通するの利を識認するに吝ならざる者と言ふ

こととなる。

然るに生産物が流通交易を経る時、そこには分配が成り立つ。そして分配に於ては韓非子はここに又一家の言を樹て、徒らに貧富の懸隔を否定するを排するところにその特異性を示す。即ち彼によれば、貧は奢侈に非れば怠惰の結果であり、富は節儉又は勤勞の産果である。故に富者より奪ひて貧者に施すごときは力儉を事とする者の犠牲に於て侈惰を事とする者を利益することに外ならぬから不可であるとする。曰く、

今世之學士語治者。多曰。與貧窮地。以實無資。今夫與人相善也。無豐年旁入之利。而獨以完給者。非力則儉也。與人相善也。無饑饉疾禍罪之殃。獨以貧窮者。非侈則墮也。侈而墮者貧。而力而儉者富。今上徵斂於富人。以布施於貧家。是奪力儉而與侈墮也。而欲索民之疾作而節用。不可得也。(韓非子、卷第十、九、顯學第五十一)

そしてそれはまことに世の感傷的救貧論者をして再思三考せしむるに足るものがあるであらう。思へば英國十八世紀の救貧法が勤勉者の犠牲に於て怠惰者が維持せられるの弊害を招來せるは史上顯著なる事例にして、この事がマルサスをして『人口論』に於て徒らに救貧に走るを戒しめしめたる一因であることは史家の認むるところであるが、(J. I. Price, A short History of Political Economy in England from Adam Smith to Arnold Toynbee, p. 41.)

吾々はマルサスと同様に徒らに救貧を不可とする韓非子に於て、またマルサスの『人口論』を彷彿せしむる論議をも見出すことができるに至つて興趣益々深きものあるを覺えざるを得ぬ。蓋し、マルサスの人口論は次の如く要約せられる。食物は人の生存に必要であり、又両性間の情欲は必要にしてほほその現状を維持すべく、この二法則は吾々が凡そ人類に就いての知識を有せし以來吾々の天性に關する確法なるものの如くである。然るに人口

の増殖は土地が生活資料を生産するよりも遙に強大である。人口は若し妨げらるることなくば幾何級數を以て増加すれども生活資料は算術級數を以て増加するに止まる。然るに人間は必ず食物が入用にて、このことは吾々の天性に關する法則なるが故に、これら二つの異なる結果は常に平等に保たなければならぬ。そしてこれは人口に對する強烈且つ不斷に作用する妨害を意味する。そこに現はれるもの即ち貧窮と罪惡で、貧窮は絶對的必然的結果であり、罪惡は可能的結果である。ところが韓非子はその五蠹篇に於て、始め人口稀少なるときは財は餘りありて世は泰平であるが、やがて人口増大すると財貨不足を告げ、人は争ひ世は亂れるとして次の如く言ふ。曰く、

古者丈夫不耕。草木之實足食也。婦人不織。禽獸之皮足衣也。不事力而養足。人民少而財有餘。故民不爭。是以厚賞不行。重罰不用。而民自治。今人有五子。不爲多。子又有五子。大父未死而有二十五孫。是以人民衆而貨財寡。事力勞而供養薄。故民爭。雖倍賞累罰而不免於亂。(韓非子、卷第十九、五蠹第四十九)

論旨全くマルサスのそれを彷彿せしむるものがあるが、ことにその人口増加率を幾何級數的に表現することによりて生活資料との調和が破れることを示す點に至りては、時空遙に隔絶するこの兩者の論議の相似の餘りにも甚しきに驚嘆を禁じ得ざるものがあるではないか。

それはともかく、韓非子はかく徒らに救貧に走るを戒むるが、さればと言つて貧富の懸隔の存在を以て好ましきものとしたのではないことは、彼が又、『明主之治國也。……論其稅賦。以均貧富。』(韓非子、卷第十八、六反第四十六)と
言へるによりてこれを認めねばならぬ。

ところで分配せられたる生産物は愈消費せられねばならぬが、それに於て韓非子は節約を説くことは既に述べたその分配思想に於て、儉を推し、侈を排せるよりしても容易に察し得るところであらうが、吾々は韓非子が更に積極的にそれを論ずるのをも聴くことができる。例へば曰く、

好宮室臺榭陂池。事車服器玩好。罷露百姓。煎靡貨財者。可亡也。(韓非子、卷第五、亡徵第十五)

人主樂美宮室臺池。好節子女狗馬。以娛其心。此人主之殃也。(韓非子、卷第九、二、八、九)

これを要するに韓非子によれば、奢侈に流るれば家貧に國亡ぶるに至る故節約を旨とすべしと説くのである。然しそれなら節約さへすればよいかと言ふに彼は過ぎたるは及ばざるが如く、節約も度を過ぎれば反て有害であるとする事これに於てうかがひうるが如くである。曰く、

孟獻伯相魯。堂下生藿藜。門外長荆棘。食不二味。坐不重席。晉無衣帛之妾。居不粟馬。出不從車。叔向聞之。以告苗賁

皇。賁皇非之曰。是出主之爵祿以附下也。一曰孟獻伯拜上卿。叔向往賀。門有御馬不食禾。向曰。子無二馬二輿何也。獻伯

曰。吾親國人尙有飢色。是以不秣馬。斑白者多徒行。故不二輿。向曰。吾始賀子之拜卿。今賀子之儉也。向出語苗賁皇曰。助

吾賀獻伯之儉也。苗子曰。何賀也。夫爵祿旂章。所以異功伐。別賢不肖也。故晉國之法。上大夫二輿二乘。中大夫二輿一乘

下大夫專乘。此明等級也。且夫卿必有軍事。是故循車馬。比卒乘。以備戎事。有難則以備不虞。平夷則以給朝事。今亂晉國

之政。乏不虞之備。以成節以聚私名。獻伯之儉也。可與。又何賀。(韓非子、卷第十二、外儲說左第三十三)

それはなほあだかも孔子が、『顔淵死。顔路請子之車以爲之槨。子曰。才子才。亦各言其子也。鯉也死。有棺無槨。吾不徒行。而爲之槨。以吾從大夫之後。不敢徒行也。』(論語、先進第十一)と言へるを想起せしむるに足る。

以上消費に於ける節儉は韓非子はこれを主として君主爲政者に説く。そしてそれは彼によれば以て重課厚斂をさくると肝要なりとするにかとも思はれる。そしてなるほど吾々は韓非子に、

後役多則民苦。民苦則權勢起。權勢起則復除重。復除重則貴人富。苦民以富貴人。起勢以藉人臣。非天下長利也。故曰後役少則民安。民安則下無重權。下無重權則權勢滅。權勢滅則德在上矣。(韓非子、卷第五、備內第十七)

曰く、

今學者。皆道書策之頌語。不察當世之實事。曰。上不愛民。賦斂常重。則用不足。而下恐上。故天下大亂。此以爲足其財用以加愛焉。雖輕刑罰可以治也。此言不然矣。(韓非子、卷十八、六反、第四十六)

然らば租税の支出は如何にするかと言へば、それは倉府を充實して以て飢饉の際に民衆を救恤し、一旦緩急の場合軍旅に資するものとする。曰く、

徵賦錢粟。以實倉庫。且以救饑饉。備軍旅也。(韓非子、卷第十、九、顯學第五十)

そしてこれは一見先述の救貧反對論と矛盾する様であるが、先の貧は相対的であり、この饑饉は一般的であることを思へば別に矛盾でないと考えることができらるであらう。それでもそうできぬならばこれはかれの例外とすればよいであらう。